



# 島根県報

平成16年 1月30日 (金)  
第 1,542 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

告 示	
生活保護法の規定による介護機関の指定	(健康福祉総務課) 1
換地計画書の縦覧	(農 村 整 備 課) 1
保安林の指定 (4 件)	(森 林 整 備 課) 2
保安林予定森林 (3 件)	( " ) 4
保安林の指定施業要件の変更 (3 件)	( " ) 5
森林法第189条の規定による告示及び掲示	( " ) 6
漁業災害補償法に規定する加入区の設定の一部改正	(水 産 課) 7
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂 防 課) 7
公 告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る縦覧 (2 件)	(環境生活総務課) 11
正 誤	
平成15年12月26日付け島根県報第1,534号中	(市 町 村 課) 12

## 告 示

### 島根県告示第68号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第54条の2 第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2 第1号の規定により告示する。

平成16年 1月30日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者 ・居宅介護支援事業者		実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業 所・居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の 所在地		名 称	所 在 地	
有限会社アクティ ブライフ保知石	出雲市知井宮町1868番 地 5	通所介護	有限会社アクティ ブライフ保知石 つどいの里	出雲市知井宮町1868番 地 5	平成16年 1月14日

### 島根県告示第69号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第89条の2 第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う飯石北地区区内工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てすることができる。

平成16年 1月30日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 縦覧に供する書類の名称  
換地計画書
- 2 縦覧の期間  
平成16年1月30日から21日間
- 3 縦覧の場所  
掛合町役場

島根県告示第70号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成16年1月30日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 保安林の所在場所  
八束郡八雲村大字熊野1458 1、1460、1461、1463、1468 1、1468 2、1476、1662、1662 1、1663、1664、1665 1から1665 3まで、1707 2、1709 2、1709 3、1710 1、3412、3413、3615 1、5489、5490 1から5490 3まで、5491、5493から5497まで、5695 2、5696、5697、5698 1、5698 3、5705 2、5765 4、5767 2、5789、5789 1、大字西岩坂3176、4477、4478 1
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び八雲村役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第71号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成16年1月30日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 保安林の所在場所  
簸川郡佐田町大字吉野字弥平釜552
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び佐田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

#### 島根県告示第72号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成16年 1月30日

島根県知事 澄 田 信 義

#### 1 保安林の所在場所

邇摩郡仁摩町大字大国町字シャクロ3915 5

#### 2 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び仁摩町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

#### 島根県告示第73号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成16年 1月30日

島根県知事 澄 田 信 義

#### 1(1) 保安林の所在場所

那賀郡金城町大字小国八103、八104、八104内 1

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

#### 2(1) 保安林の所在場所

那賀郡金城町大字波佐イ1175 3、イ1175 4、イ1266 1、イ1266 2、イ1267、イ1267 1、イ1267 2

- (2) 指定の目的  
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び金城町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 

島根県告示第74号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成16年1月30日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 保安林予定森林の所在場所  
飯石郡掛合町大字多根3341 16、3344 74、3344 79、3351 103
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び掛合町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 

島根県告示第75号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成16年1月30日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 保安林予定森林の所在場所  
飯石郡掛合町大字掛合4540 2、4541 1、4542 1
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び掛合町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 島根県告示第76号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成16年 1月30日

島根県知事 澄 田 信 義

##### 1 保安林の所在場所

美濃郡美都町大字都茂2786、2787、2795 2、2797から2802まで、2808 1、3022、3025 1、3026 2、3027、3030 1、3030 2、3034 1から3034 3まで、3034 5、3034 6、3036、5140 3、5163 2、5164 5、5442

##### 2 指定の目的

水源のかん養

##### 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美都町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 島根県告示第77号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成16年 1月30日

島根県知事 澄 田 信 義

##### 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

能義郡広瀬町西谷907、布部2789 16、2790 1、2790 6、2791 3から2791 6まで、2791 12、2791 13、2791 18、2791 22、2791 25、2791 26

##### 2 指定の目的

水源のかん養

##### 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び広瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第78号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成16年1月30日

島根県知事 澄 田 信 義

1 指定施業要件の変更の係る保安林の所在場所

能義郡広瀬町菅原1282から1284まで、1290 1、1291 1、1291 3、1294 1、1295 1、1297 1、1298から1305まで、1306 1、伯太町大字日次833 3

2 指定の目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第79号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成16年1月30日

島根県知事 澄 田 信 義

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

平成10年8月27日農林水産省告示第1338号(一に係るものに限る。)

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び旭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第80号

平成15年島根県告示第1070号で保安林予定森林とされた次の森林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定に基づき、その通知の内容を弥栄村役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成16年1月30日

島根県知事 澄 田 信 義

1 森林の所在場所及び不明である通知の相手方

森 林 の 所 在 場 所					不 分 明 で あ る 通 知 の 相 手 方	
郡 名	町 名	大 字	字	地 番	森林の権利者	住 所
那賀	弥栄	小坂		723	無限責任杵束 信用購買販売 利用組合	那賀郡弥栄村大字木都賀イ 507番地

- 2 保安林の目的  
土砂の崩壊の防備

島根県告示第81号

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成2年島根県告示第1127号）の一部を次のように改正し、平成16年1月30日から施行する。

平成16年 1月30日

島根県知事 澄 田 信 義

「第125条の4第1項第2号」を「第125条の3第1項第2号」に、「定めたので、漁業災害補償法施行令（昭和39年政令第293号）第18条の7第4項において準用する同令第8条第3項の規定により告示する」を「定める」に改める。

島根県告示第82号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成16年 1月30日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 区域の名称 雲津中央 2
- 2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から10号までを順次に結んだ線及び標柱1号と10号を結んだ線により囲まれた区域

郡 市	町 村	大 字	字	地 番	標 柱 番 号
八束	美保関	雲津		583番 4	1号
				584番 2	2号
				592番	3号
				593番 4	4号及び5号
				141番	6号
				124番 1	7号及び8号
				583番 5	9号
				583番 4	10号

- 1 区域の名称 雲津中央 3
- 2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から8号までを順次に結んだ線及び標柱1号と8号を結んだ線により囲まれた区域

郡 市	町 村	大 字	字	地 番	標 柱 番 号
八束	美保関	雲津		169番	1号及び2号
				185番	3号
				180番	4号
				159番地先道路敷	5号
				160番	6号
				160番1	7号
				169番	8号

1 区域の名称 矢谷

2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から8号までを順次に結んだ線及び標柱1号と8号を結んだ線により囲まれた区域

郡 市	町 村	大 字	字	地 番	標 柱 番 号
八束	八雲	熊野		510番1	1号
				4601番1	2号
				4601番3	3号
				4602番	4号から6号まで
				514番1	7号及び8号

1 区域の名称 天神免

2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から17号までを順次に結んだ線及び標柱1号と17号を結んだ線により囲まれた区域

郡 市	町 村	大 字	字	地 番	標 柱 番 号
八束	玉湯	玉造		980番	1号
				1568番1	2号
				1567番2	3号及び4号
				1559番3	5号
				1017番	6号
				1020番1	7号
				1020番4	8号
				1018番	9号
				1013番1	10号
				1008番1	11号
				1564番1	12号
				1566番4	13号
				995番2地先道路敷	14号
				986番4	15号
				982番3	16号
980番	17号				

1 区域の名称 廻原1



## 2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から14号までを順次に結んだ線及び標柱 1 号と14号を結んだ線により囲まれた区域

郡 市	町 村	大 字	字	地 番	標 柱 番 号
八束	玉湯	玉造		1587番12	1号
				1587番 4	2号
				1587番 1	3号及び 4号
				1587番 2	5号
				974番 2	6号
				972番	7号
				972番 2	8号
				969番 2	9号
				964番 1 地先道路敷	10号
				961番 1	11号
				960番 1	12号
958番	13号及び14号				

## 1 区域の名称 廻原 2

## 2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から 9 号までを順次に結んだ線及び標柱 1 号と 9 号を結んだ線により囲まれた区域

郡 市	町 村	大 字	字	地 番	標 柱 番 号
八束	玉湯	玉造		975番 5	1号
				1569番	2号から 4号まで
				1568番 2	5号
				982番 1 地先道路敷	6号
				974番 1	7号
				974番 2	8号及び 9号

## 1 区域の名称 井戸谷

## 2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から 7 号までを順次に結んだ線及び標柱 1 号と 7 号を結んだ線により囲まれた区域

郡 市	町 村	大 字	字	地 番	標 柱 番 号
飯石	赤来	井戸谷		493番	1号
				795番 1	2号から 4号まで
				793番 4	5号
				473番 1 地先道路敷	6号
				484番 2	7号

## 1 区域の名称 柿木谷

## 2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から 7 号までを順次に結んだ線及び標柱 1 号と 7 号を結んだ線により囲まれ

た区域

郡 市	町 村	大 字	字	地 番	標 柱 番 号
鹿足	柿木	下須		1360番 1	1号
				1360番	2号
				1361番	3号
				1355番	4号
				861番 2	5号
				859番 1	6号
				851番 2	7号

- 1 区域の名称 菱浦 2 (追加)
- 2 土地の表示

平成7年3月3日島根県告示第202号で指定した標柱4号から6号までを順次に結んだ線、次に掲げる地番の土地に存する標柱10号から12号までを順次に結んだ線、標柱4号と10号を結んだ線及び標柱6号と12号を結んだ線により囲まれた区域

郡 市	町 村	大 字	字	地 番	標 柱 番 号
隠岐	海士	福井		809番 1	10号
				807番 2	11号及び12号

- 1 区域の名称 菱浦 5
- 2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から6号までを順次に結んだ線及び標柱1号と6号を結んだ線により囲まれた区域

郡 市	町 村	大 字	字	地 番	標 柱 番 号
隠岐	海士	福井		785番	1号
				438番	2号
				789番	3号
				788番 1	4号
				788番 1 地先道路敷	5号
				784番 2	6号

- 1 区域の名称 宇受賀 (追加)
- 2 土地の表示

平成元年3年31日島根県告示第442号で指定した標柱6号と7号を結んだ線、標柱6号と次に掲げる地番の土地に存する標柱14号を結んだ線及び標柱7号と14号を結んだ線により囲まれた区域

郡 市	町 村	大 字	字	地 番	標 柱 番 号
隠岐	海士	宇受賀		49番 2	14号

- 1 区域の名称 大山
- 2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から13号までを順次に結んだ線及び標柱1号と13号を結んだ線により囲まれた区域

郡 市	町 村	大 字	字	地 番	標 柱 番 号
隠岐	西ノ島	美田	スワダ	1719番	1号
				1696番	2号及び3号
				1751番内 1	4号
				1752番 2	5号
				1756番 2	6号
				1759番 2	7号
				1755番	8号
				1745番	9号
				1739番	10号
				1736番	11号
				1730番	12号
				1696番	13号

---

## 公 告

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成16年 1月30日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成16年 1月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 もりふれ倶楽部

3 代表者の氏名

小豆沢栄治

4 主たる事務所の所在地

八束郡宍道町大字東来待994番地106

5 定款に記載された目的

この法人は、県民が森林内での様々な体験活動や森林環境教育等を通じて、人々の生活や環境と森林との関係について理解と関心を深めるための事業を行い、もって循環型社会の構築や地球温暖化・生物多様性の保全などに寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から 2 月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎 1 階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成16年1月30日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成16年1月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 祥雲の会

3 代表者の氏名

若槻慎治

4 主たる事務所の所在地

仁多郡仁多町大字亀嵩2248番地

5 定款に記載された目的

この法人は、奥出雲、松江、安来の三地域の住民並びに周辺地域の人々に対して、自然環境の保全、美化活動や地域内外の世代間を超えた交流等に関する事業を行い、活力あるまちづくり、地域づくり、人づくりに寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

正

誤

平成15年12月26日付け島根県報第1,534号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

	ページ
	下 段
八から九	行
	誤
告示する。	
	正
告示する。なお、この届出に係る町の区域の変更の効力は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第百三十四条の規定による換地処分の公告があった日の翌日から生ずる。	